

国海安第42号
平成23年5月19日

社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 斎藤 弘 様

国土交通省海事局

安全基準課長 久保田 秀夫



海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書 検査心得の一部改正について

標記につきまして、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則の一部を改正する省令（国土交通省令第42号）が、平成23年5月19日から施行いたします。

これに伴い、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書 検査心得の一部を改正し、同日（平成23年5月19日）から適用することといたしましたので、関係各位への周知を含めよろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。



海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書 検査心得の一部改正について

平成23年5月
国 土 交 通 省
海事局安全基準課

1. 背景

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成22年法律第33号）の施行に伴い、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則（昭和58年運輸省令第39号）を段階的に改正したところである。

昨年7月の改正により、原油の輸送の用に供するタンカーに備え置く揮発性物質放出防止措置手引書に対する船舶検査の要件に係る規定を、昨年12月の改正により、他のタンカーとの間におけるばら積みの貨物油の積替えを行う総トン数150トン以上のタンカーに備え置く船舶間貨物油積替作業手引書に対する船舶検査の要件に係る規定をそれぞれ整備した。

今般、これら手引書を新たに設置する場合等についても、現存船において定期的検査以外の時期における船舶検査（臨時検査）の受検について明確にするため、船舶検査の要件に係る規定を追加的に整備し、円滑な船舶検査制度の運用を図ることとする。

2. 改正の概要

（1）船舶間貨物油積替作業手引書に係る臨時検査受検の明確化

油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶において、船舶間貨物油積替作業手引書を新たに作成し、船舶内に備え置く場合等に、これら手引書に係る臨時検査を受ける必要があることを明確にするため、関連規定を追加する。

（2）揮発性物質放出防止措置手引書に係る臨時検査受検の明確化

大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶において、揮発性物質放出防止措置手引書を新たに作成し、船舶内に備え置く場合に、これら手引書に係る臨時検査を受ける必要があることを明確にするため、関連規定を追加する。

○海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び弾発性生物質放出防止措置手引書 検査心得
I 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び弾発性生物質放出防止措置手引書に関する基準等に関する省令

(傍線の部分)は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
(海洋汚染防止緊急措置手引書等)	(海洋汚染防止緊急措置手引書等)	
35.3 (a) 油濁防止緊急措置手引書、有害液体汚染防止緊急措置手引書、海洋汚染防止緊急措置手引書又は船舶間貨物油積替作業手引書、定期検査、中間検査又は臨時検査に合格したものを、船舶内にある者が必要に応じて直ちに参照できる場所(例えば、船員、部員等が見やすい船橋等の場所)に備え置き、又は掲示しておくこと。	35.3 (a) 油濁防止緊急措置手引書、有害液体汚染防止緊急措置手引書、海洋汚染防止緊急措置手引書又は船舶間貨物油積替作業手引書は、定期検査に合格したものを、船舶内にある者が必要に応じて直ちに参照できる場所(例えば、船員、部員等が見やすい船橋等の場所)に備え置き、又は掲示しておくこと。	

II 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び弾発性生物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則

改 正 案	現 行	備 考
(臨時検査)	(臨時検査)	
15.2 (a) 本項第1号の直ちにとるべき措置に関する事項の変更とは、油濁汚染防止緊急措置手引書、有害液体汚染防止緊急措置手引書又は海洋汚染防止緊急措置手引書の標準様式中「第1章総則」、「第2章通報手続」、「第3章排出の制御」及び「第4章国との調整」に係る変更をいう。	15.2 (a) 本項第1号の直ちにとるべき措置に関する事項の変更とは、海洋汚染防止緊急措置手引書等の標準様式中「第1章総則」、「第2章通報手続」、「第3章排出の制御」及び「第4章国との調整」に係る変更をいう。	海洋汚染防止緊急措置手引書等から、船舶間貨物油積替作業手引書を除く改正
(b) 本項第2号の船舶間貨物油積替えに起因する油の排出を防止するため遵守すべき事項の変更とは、技術基準省令「第1章 一般原則」から「第10章 設備」までに係る変更及び技術基準省令心得附属	[新設) [17] 第1号様式(内航用)にあつては「第1章 一般原則」から「第10章 設備」までに係る変更及び技術基準省令心得附属	現行 15.2(a)と同様に規定

	(c) 本項第 3 号の揮発性有機化合物質の放出を防止するために遵守すべき事項の変更とは、揮発性生物質放出防止措置手引書の標準様式中第 6 章「6.2 本船の実施責任者」及び「第 8 章その他参考図面」に係る変更以外の変更をいう。	(b) 本項第 2 号の揮発性有機化合物質の放出を防止するために遵守すべき事項の変更とは、揮発性生物質放出防止措置手引書の標準様式中第 6 章「6.2 本船の実施責任者」及び「第 8 章その他参考図面」に係る変更以外の変更をいう。
15.3 (a)	本項第 1 号の船舶内に船舶間貨物油積替作業手引書を新たに備え置き、又は掲示しようとするときは、総トン数 150 トン以上上のタンカーが、他のタンカーとの間ににおいてばら積みの貨物油の積替えをするために、新たに船舶間貨物油積替手引書を備え置き、又は掲示しようとするときをいう。	15.3 (新設)
(b)	本項第 2 号の船舶内に揮発性生物質放出防止措置手引書を新たに備え置き、又は掲示しようとするときは、例えば、精製油運搬船が原油の輸送の用に供するため、新たに揮発性生物質放出防止措置手引書を備え置き、又は掲示しようとするとき等をいう。	
(c)	海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性生物質放出防止措置手引書の設置を一定期間猶予されている場合であって一定期間経過後設置義務が生ずる場合は、本項第 3 号の「その他の事由」(例えば、係船中となる場合等。)に該当する。	(a) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性生物質放出防止措置手引書の設置を一定期間猶予されている場合であって一定期間経過後設置義務が生ずる場合は、本項第 1 号の「その他の事由」(例えば、係船中となる場合等。)に該当する。

<p>あらかじめ臨時検査として指定して差し支えない。</p>	<p>(d) 本項第 5 号の「海洋汚染防止緊急措置手引書等又は揮発性物質放出防止措置手引書の全部又は一部の取替え又は取り外し」は、油濁汚染防止緊急措置手引書、有害液体汚染防止緊急措置手引書又は海洋汚染防止緊急措置手引書にあっては「第 1 章総則」、「第 2 章通報手続」、「第 3 章排出の制御」及び「第 4 章」との調整に限定され、船舶間貨物油積替作業手引書にあっては、付録以外の部分に限定され、揮発性物質放出防止措置手引書にあっては、第 6 章のうち「6.2 本船の実施責任者」及び「第 8 章その他参考図面等」以外の部分に限定される。</p> <p>ただし、油濁汚染防止緊急措置手引書、有害液体汚染防止緊急措置手引書又は海洋汚染防止緊急措置手引書にあっては、第 3 章のうち「表 2 油防除部署配置表」に係る取替え又は取り外し、船舶間貨物油積替作業手引書にあっては、第 1 章のうち「本船の船舶間貨物油積替作業管理者」(1.5 船舶間貨物油積替作業管理者とその適正)及び付録に係る取替え又は取り外しは、機能に影響を及ぼすおそれのない軽微なものであり、臨時検査事由に該当しない。</p> <p>なお、内容が全く同一である取替えが行われた場合であっても、検査制度の一貫性を図るために、当該部分が技術基準に適合していることを再度確認する必要があることから、本規則において、臨時検査事由に係らしめることとしたものである。</p>
	<p>心得附則（平成 23 年 5 月 19 日） （適用期日） 本改正後の心得は、平成 23 年 5 月 19 日より適用する。</p>